

右三項を基礎として地三代議員数、代表投票権数の割合を決定するこ  
と

三、本報報告及昭和七年度一般方針並に各種テーズ

の第四次開報報告

四、公開的、大衆的自己批判

(一)昭和七年度党の一般方針及び各種テーズ

の要旨を述べ、報告、自己批判、これに基く方針書を作成して大會  
に提案し質疑応答、大衆的討論、採決を為すこと。

四、議案

議案を議決し、歌とかくし重要議案に就き充分なる討議を為さしむ  
ること。

五、大會に付すの中心目的

(一)大衆政党的、現段階的意義の徹底（報告、方針書）を通過して

四支隊関係の合理化と支隊団体の統一の促進。諸君は進路として行

一、かんじを傾向と胎土党と其支隊関係の現状に鑑み、更に党の政  
大強化のため此の關係を如何に改め行くべきか、其の關係を如何に  
合理化を行くべきかを党は審議し決定せしめなければならない。

二、の案に關して凡の各派が考へられる。

三、黨支隊の中央が在る場合、党にこれを認むべきが否かに關して一  
致

結論するに

一、党と支隊関係との間に一定の條件を備へ権限義務の視察を設くること。

二、政黨の道を指し相とせむ

三、四、非支隊関係の黨員は支隊プロバトを伴ふべし。

一、支隊関係の徹底

一、支隊関係の徹底を常任執行部が

支隊関係の徹底を常任執行部が

支隊関係の徹底を常任執行部が